

# 南港中央テニススクール受講規約

(受講者)

第1条 南港中央庭球場 テニススクールは15歳以上の方の受講とします。

(定員)

第2条 1クラスは最大8名とします。

(スクールの成立について)

第3条 スクール開始後、1時間経過で成立とします。

- 1 30分以降中止となった場合でも順延はいたしません。

(レッスン日)

第4条 年間で6期とし、1期の受講日は各クラスとも8回を標準とします。

- 1 雨天等により当該スクールの、中止または使用コートの変更をすることがあります。

(レッスン受講に際して)

第5条 レッスン受講の際には、受講カードを管理事務所にご提出いただき、お帰りの際にお持ち帰りください。

- 1 受講カードを紛失・破損された場合は、すみやかに管理事務所にお届けの上、再交付致します。
- 2 受講カードは他人に貸与したり、譲渡したりすることは出来ません。
- 3 受講カードをお忘れの際には、出欠確認の為、管理事務所までお申し出下さい。

(スクールの振替)

第6条 自己の都合による欠席の振替について、次の期以内の受講とします。

- 1 自己の都合による欠席の場合、他のクラスへ振替を希望される方は、期間中4回まで振替参加が可能です。同じ能力のクラス数が少ないため、振替受講クラスに能力差がある場合において受講可能といたします。
- 2 振替受講される場合は、前日までの事前連絡が必要です。
- 3 1クラスの受講人数の制限について、本申込者と振替者を合わせた人数は、10名を最大といたします。
- 4 平日（火～金曜日）のスクールへ参加の方が、土・日曜日のスクールへ振替する場合は、1回あたりのスクール料金の差額分をいただきます。
- 5 土・日曜日のスクールへ参加の方が、平日（火～金曜日）のスクールへ振替する場合は、差額分は返金いたしかねます。
- 6 退会後の振替（雨天による振替含む）は次の期以内の受講とします。

(スクールの中止)

第7条 雨天等による中止の決定は、スクール開始1時間前に決定します。

- 1 暴風警報発令時の取扱は、スクール開始時刻の1時間前の時点、若しくはスクール開催中に大阪市内に暴風警報が発令された時は、中止とします。その後、暴風警報が解除されても中止とします。
- 2 期間中、気象状況により8回受講できない場合は、次期スクールの受講料の割引等で調整をいたします。
- 3 雨天中止となった場合は、南港中央庭球場ホームページまたはメールにてお知らせいたします。

(スクールの申込み)

第8条 スクールの申込みは、管理事務所で所定の用紙、又は、インターネットでお申し込みください。

- 1 現受講者の受講継続を優先とし、定員8名に満たない人数を先着順にて新規受付いたします。
- 2 納入された受講料はいかなる理由があっても返還いたしません。

(スクールの退会について)

第9条 管理事務所までお申し出ください。お申し出が無い限り、自動更新となります。

(保険について)

第10条 スクール開催中、けがをされた場合に備えて、スポーツ傷害保険に加入しております。なお、全てのケガ等に対応するものではなく、保険会社の基準により補償されない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

(1回受講について)

第11条 期を通してご受講いただいた後、止むを得ない事情で期(8回)の受講ができなくなり、事務局が了承した方のみご受講いただけます。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

本改訂版は、平成28年4月12日から施行します。

# 南港中央キッズ&ジュニアテニススクール受講規約

(受講者)

第1条 南港中央庭球場 キッズ&ジュニアテニススクールは4歳以上12歳未満の方の受講とします。

(定員)

第2条 1クラスは最大8名とします。

(スクールの成立について)

第3条 スクール開始後、30分経過で成立とします。

- 1 30分以降中止となった場合でも順延はいたしません。

(レッスン日)

第4条 年間を6期とし、1期の受講日は各クラスとも8回を標準とします。

- 1 雨天等により当該スクールの中止、または使用コートの変更をすることがあります。

(レッスン受講に際して)

第5条 レッスン受講の際には、受講カードを管理事務所にご提出いただき、お帰りの際にお持ち帰りください。

- 1 受講カードを紛失・破損された場合は、すみやかに管理事務所にお届けの上、再交付致します。
- 2 受講カードは他人に貸与したり、譲渡したりすることは出来ません。
- 3 受講カードをお忘れの際には、出欠確認の為、管理事務所までお申し出下さい。

(スクールの中止)

第7条 雨天等による中止の決定は、スクール開始1時間前に決定します。

- 1 暴風警報発令時の取扱は、スクール開始時刻の1時間前の時点、若しくはスクール開催中に大阪市内に暴風警報が発令された時は、中止とします。その後、暴風警報が解除されても中止とします。
- 2 期間中、気象状況により8回受講できない場合は、次期スクールの受講料の割引等で調整をいたします。
- 3 雨天中止となった場合は、南港中央庭球場ホームページまたはメールにてお知らせいたします。

(スクールの申込み)

第8条 スクールの申込みは、管理事務所で所定の用紙、又は、インターネットでお申し込みください。

- 1 現受講者の受講継続を優先とし、定員6名に満たない人数を先着順にて新規受付いたします。
- 2 納入された受講料はいかなる理由があっても返還いたしません。

(スクールの退会について)

第9条 管理事務所までお申し出ください。お申し出が無い限り、自動更新となります。

(保険について)

第10条 スクール開催中、けがをされた場合に備えて、スポーツ傷害保険に加入しております。  
なお、全てのケガ等に対応するものはなく、保険会社の基準により補償されない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

本改訂版は、平成28年4月12日から施行します。